

2021（令和3）年4月20日

教職員各位

学校法人松山大学

危機管理対策本部長 新井英夫

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起及び勤務体制について（要請）

愛媛県は2021年4月8日から4月21日までの期間、独自の警戒レベルを「感染対策期」としておりましたが、昨日、この期間を4月22日から5月19日までの4週間延長することを決定しました。感染者には、感染力が強いとみられている変異ウイルスも確認されており、これまで以上の感染回避行動を県民に対して求めています。

本法人の大学及び短期大学では、学生が安心して納得する形で学生生活を送ることができるよう、十分な感染対策を講じて対面授業を実施し、学内施設の適切な利用機会を提供することとしています。

下記の事項について改めてご確認のうえ、大学及び短期大学の諸行事に備えてください。

記

1. 感染予防について

- マスク着用、手洗い・うがい、「3密」回避などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 不要不急の外出を自粛すること。
- 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」として挙げている「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」について、十分に注意し、キャンパス内外を問わず、感染リスクの回避に努めること。（※内閣官房 <https://corona.go.jp/proposal/>）
- 自身の体調管理を徹底し、少しでも体調に異変を感じた場合には出勤を控えること。
- 新型コロナウイルス接触確認無料アプリ「COCOA」を活用すること。
「COCOA」⇒感染者との接触日時がわかる。
(厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)
- PCR検査及び抗原検査を受ける場合は、必ず総務部健康支援課（保健室）に連絡し、

結果を報告すること。

2. 人口 10 万人あたりの 1 週間の新規感染者数が 15 人以上の都道府県への移動について
 - 当該地域への学外勤務は、原則禁止とする。ただし、理事長がやむを得ない事由であると判断した場合は、許可することがある。当該地域へのやむを得ない学外勤務を予定する場合には、関係部署（業務担当部署と総務部人事課）と相談すること。
 - 当該地域への私事による往来は、控えること。なお、県外への移動については、拘束的業務（授業等）に支障が生じることのないよう注意すること。
 - 当該地域を往来する場合には、事前に関係部署（所属長と総務部人事課）に報告し、原則として愛媛県に戻った日の翌日から 10 日間は大学構内への入構を控えること。教育職員は学外研修、事務職員は在宅勤務とする。ただし、業務の都合上、やむを得ない事由により、入構を希望する場合には、事前に関係部署と相談すること。
 - 当該地域に長時間滞在せず、単に通過又は経由するのみ場合は、入構制限の対象外とするが、移動時は十分対策を講じること。

〔法人が指定する地域〕

宮城県、東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、福岡県、沖縄県

（※2021 年 4 月 13 日～2021 年 4 月 19 日の間の新規感染者数）

※なお、〔法人が指定する地域〕の更新は、次回 2021 年 4 月 27 日（火）とします。

3. 教育職員の勤務について

研究室で活動する際は、感染防止に十分配慮し、研究室内において「密」の環境とならないよう注意した上で利用してください。なお、学外研修等の各種手続きは、各自で適切に手続きを行ってください。愛媛県外で学外研修を行う場合には、拘束的業務（授業等）に支障が生じることのないよう注意してください。

4. 事務職員の勤務について

事業継続を担保し、引き続き、各事務室を 2 つに分散して第 2 事務室を設ける等、人の間隔を十分にとった上で、勤務してください。

5. 学内会議について

「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」については、会議開催方式のひとつとしてこれからも適宜ご活用いただき、会議招集権者が対面方式による会議開催が必要と

判断した場合は、感染拡大防止を徹底した上で対面方式による会議開催を認めます。

6. 会合等開催及び参加に係る注意喚起について

大人数での飲食を伴う会合開催は厳に慎み、少人数・短時間で開催する場合は、次の事項を遵守すること。

- 日頃会わない方を含む長時間の会食を避けること。
- 体調不良の方は参加しないこと。させないこと。
- 会話をするときにはマスクを着用すること。

7. 学外者及び構内での作業を要する事業者等の入構について

学外者及び事業者等に対して、次のように周知してください。

- 当面の間、入構の頻度を最低限に留めること。
- 入構する場合は手指消毒、マスク着用を徹底すること。
- 次に該当する方は、入構を控えること。
 - ・発熱、咳、下痢など体調不良の方
 - ・法人が指定する地域から移動されて10日間以内の方

8. 健康管理・健康観察について

日頃から、ご自身の体調管理・観察に留意し、少しでも体調に異変を感じた場合は、直ちに健康支援課に連絡してください。

総務部健康支援課 電話：089-926-7131（内線 2212）

メールアドレス：mu-hoken@matsuyama-u.jp

以上